

## 温泉等使用料加算 改定案

佐屋区域と立田区域は温泉の設定単価が異なるため、1使用月につき使用水量に1人当たり3 m<sup>3</sup>を加算とする。

温泉等使用料（1使用月）

【現行】

（消費税及び地方消費税を含まない）

事業	地区	料金
農業集落排水等	佐屋区域	使用料に加算 1人まで300円
		2人目から1人当たり200円
	立田区域	1使用月につき使用水量に1人当たり3 m <sup>3</sup> を加算
公共下水道	佐屋・佐織地区	1使用月につき使用水量に1人当たり3 m <sup>3</sup> を加算

【改定案】

事業	地区	料金
農業集落排水等	佐屋区域	1使用月につき使用水量に1人当たり3 m <sup>3</sup> を加算
	立田区域	
公共下水道	佐屋・佐織地区	

※一般的なお風呂を1回沸かす際に必要な水の量は140～200ℓ

1回・200ℓ×30日＝6,000ℓ→1か月6 m<sup>3</sup>

<温泉使用料の算出>

【現 行】

(消費税及び地方消費税を含まない)

地 区	件数・人数	調定額
佐屋区域 (永和台)	536 件	1 人まで 321,300 円×6 回=1,927,800 円 2 人から 284,000 円×6 回=1,704,000 円 小計 3,631,800 円
立田区域	6 件・21 人	21 人×3 m <sup>3</sup> ×12 ケ月×130 円=98,280 円
公共下水道	23 件・50 人	50 人×3 m <sup>3</sup> ×12 ケ月×150 円=270,000 円
合 計		4,000,080 円

【改定案】

地 区	件数・人数	調定額
佐屋区域 (永和台)	536 件	1 か月 10 m <sup>3</sup> まで 502 人×3 m <sup>3</sup> ×12 ケ月× 50 円= 903,600 円 1 か月 10 m <sup>3</sup> 超 722 人×3 m <sup>3</sup> ×12 ケ月×150 円=3,898,800 円 小計 4,802,400 円
立田区域	6 件・21 人	21 人×3 m <sup>3</sup> ×12 ケ月×130 円=98,280 円
公共下水道	23 件・50 人	50 人×3 m <sup>3</sup> ×12 ケ月×150 円=270,000 円
合 計		5,170,680 円

【改定案】－【現 行】＝1,170,600 円の増加